

公告

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小牧市契約規則（昭和55年規則第11号）第7条の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

令和 05 年 05 月 18 日

小牧市水道事業  
小牧市長 山下 史守朗

工事名	本庄配水池外配水ポンプ盤インバータ他取替工事（10099545）	
路線等の名称	本庄配水池外	
工事場所	小牧市大字本庄外地内	
工期	令和 05 年 07 月 04 日 ～ 令和 07 年 01 月 13 日	
工事概要	本庄配水池 配水ポンプ盤インバータ他取替 2面 計装盤他電源装置取替 7台 小牧ヶ丘増圧所 計装盤他電源装置取替 5台	
予定価格	金32,020,000円 （この金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額である。）	
最低制限価格	有 最低制限価格の算出方法：土木工事	
入札等の方法	あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を使用すること。	
入札参加資格要件	建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、電気について建設業の許可を受けている者であること。
	所在地	小牧市内本店 小牧市内支店 愛知県内本店 愛知県内支店
	総合評定値	電気工事 小牧市内本店 600点以上を有する者。 小牧市内支店 600点以上を有する者。 愛知県内本店 650点以上を有する者。 愛知県内支店 650点以上を有する者。
	施工実績	過去10年間（資料を提出する前日まで）に、国内において国又は地方公共団体が発注した電気工事（公共事業の分野が上水・工業用水に限る。）で請負金額（税込）が1,000万円以上のものを元請として履行した実績があること。なお、企業体の構成員としての契約実績は、出資比率が20パーセント以上の工事に限るものとする。
	配置技術者	建設業法第26条に定める該当工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置すること。
	その他	（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。 （2）小牧市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 （3）指名停止、暴力団排除措置を受けていない者であること。 （4）民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。 （5）営業停止処分を受け、営業停止期間中でない者であること。 （6）当該工事に係る設計事務等の受託者又は当該受託者と資本を若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 「当該工事に係る設計事務等の受託者」とは、次に掲げる者である。 設計業者 - （7）その他、小牧市事後審査型制限付一般競争入札公告説明書による。
	入札参加を希望する者は、次により入札参加申込書（様式第1）を電子入札システムにて提出しなければならない。 期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。	

入札参加申込書等の提出	<p><b>【提出期間】</b> 令和 05 年 05 月 19 日（金） 午前 09 時 00 分 から 令和 05 年 05 月 26 日（金） 午後 05 時 00 分 まで</p> <p><b>【その他】</b> 必要に応じて、別途書類等の提出を求める場合がある。</p>
設計図書の配布	<p>あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のポータルサイトからダウンロードする方法により配布する。</p> <p><b>【配布期間】</b> 公告日から入札参加申込書提出期限まで</p>
現場説明会	無
設計図書に対する質問等	<p>設計図書に対する質問は文書（設計図書等質問書（様式第3））により、小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出すること。</p> <p><b>【質問期限】</b> 令和 05 年 06 月 01 日（木） 午前 10 時 00 分 まで</p> <p><b>【回答方法】</b> 入札情報サービスにて閲覧に供する。</p>
質問回答予定日	令和 05 年 06 月 09 日（金） 午前 11 時 00 分 から
入札書及び工事費内訳書の提出方法等	<p>電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。（小牧市ホームページ掲載の様式を使用すること。）</p> <p><b>【提出期間】</b> 令和 05 年 06 月 16 日（金） 午前 09 時 00 分 から 令和 05 年 06 月 19 日（月） 午後 05 時 00 分 まで</p>
開札日時	令和 05 年 06 月 20 日（火） 午前 09 時 35 分
開札場所	小牧市役所本庁舎 4 階 契約検査課
落札候補者の決定	<p>落札候補者を決定し、電子入札システムにより通知する。 開札終了後、落札候補者は資格確認書類を落札候補者決定通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（休日を除く）に小牧市役所総務部契約検査課へ直接持参して提出すること。 なお、期限までに提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。</p>
契約書作成の要否	要
前払金及び中間前払金	有
入札保証金	免除
契約保証金	有
入札及び契約手続等	<p>地方自治法、小牧市契約規則（昭和55年小牧市規則第11号）、小牧市建設工事等に係る電子入札実施要領（平成20年3月28日19小総第1247号）、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（平成18年9月6日施行）、小牧市入札参加者心得書、小牧市契約約款及び小牧市事後審査型制限付一般競争入札公告説明書を確認すること。</p> <p><b>【新型コロナウイルス感染症に係る入札の取扱い】</b> 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事の入札の取扱いについては別紙のとおりとします。</p>
問い合わせ先	<p>小牧市堀の内三丁目1番地 小牧市総務部契約検査課 電話（0568）76-1103（直通）</p>

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
工事の入札の取扱いについて

I 施工実績の取扱いについて

入札参加資格の評価において、新型コロナウイルス感染症の影響による一時中止又は工期の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない工事の施工実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象工事

新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止等を行った工事

2 施工実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響による一時中止等がなければ、参加申込書を提出する前日までに完了する予定であった工事は、完了したものととして施工実績の対象とします。

3 施工実績の対象とする項目

(1) 入札参加資格

ア 企業の施工実績

4 事後審査資料

落札候補者決定後の事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による工事の一時中止等を行ったことを確認できる書類

(2) 工事の一時中止等を行う前の工期を確認できる書類

II 入札に係る書類の提出について（入札書を除く。）

公告において持参により提出することとしている設計図書等質問書及び事後審査資料について、持参が困難な場合には郵送（書留郵便に限る）により提出することも可能とします（提出期限内に必着とする）。

なお、入札参加者が提出する書面への押印は、不要となりました。（ただし、紙入札を行う場合の入札書については、引き続き押印が必要です。）

# 最低制限価格の算定における注意事項

この入札における最低制限価格の算定について、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費以外に別途計上している場合は以下のとおり算出します。

1. 機器単体費は直接工事費に加えて算出する。
2. 据付間接費、設計技術費は現場管理費に加えて算出する。

抜粋 小牧市事後審査型制限付一般競争入札公告説明書

## 最低制限価格について

(1) 土木工事における最低制限価格は、次の算定方法により得た額により設定します。

### 公表の時期及び算出方法

公表時期	最低制限価格		
事後公表	土木工事	予定価格 算定上の	$\left[ \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 90\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{現場管理費} \times 85\% \\ \text{一般管理費} \times 55\% \end{array} \right]$ <p>の合計額(千円未満切捨て) ×1.10(消費税及び地方消費税)</p>

※ 上記により算出した額が予定価格の100分の85を超える場合は100分の85に相当する額、また100分の70に満たない場合は100分の70に相当する額とする。

注1：土木関係の機械設備工事、電気設備等は土木工事で算出する。

### 支払い条件の注意事項

小牧市工事請負契約約款の規程に基づき前払金等を支払うものとし、多年度にわたる業務の支払いについては以下のとおりとする。

出来高予定	令和5年度末の出来高予定は10%とする。
前払金の支払	契約金額に10分の4の割合を乗じて得た額以内を支払うものとする。 (1) 令和5年度の前払金は、同年度末の出来高予定に4割を乗じて得た額以内を支払うものとする。 (2) 令和6年度の前払金は、契約金額に4割を乗じて得た額以内から、(1)の額を控除した額とする。
中間前払金の支払	契約金額に10分の2の割合を乗じて得た額以内を支払うものとする。 (1) 令和5年度の中間前払金は、同年度末の出来高予定に2割を乗じて得た額以内とする。ただし、契約金額が変更された場合は、前払金と中間前払金の合計額は出来高予定額の10分の6を超えてはならない。 (2) 令和6年度の中間前払金は、契約金額に2割を乗じて得た額以内から、(1)の額を控除した額とする。
契約金の支払	(1) 令和5年度の支払限度額は契約金額に同年度末の出来高予定を乗じて得た額の9割とする。